

2014 年度 成蹊大学法科大学院入学試験 刑事訴訟法

【問題 1】 (配点:22 点)

検察官は、以下の (1) (2) のような形での起訴をすることができるか。

※各小問いずれも、まず、結論を示し、その理由を各【8行以内】で書くこと。

※関連条文を必ず明記すること (刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」と略記してよい)。

- (1) 強盗罪の立証が客観的に可能な事件について、窃盗罪で起訴すること。
- (2) 強姦罪の立証が客観的に可能な事件について、告訴がないことから暴行罪として起訴すること。

【問題 2】 (配点:28 点)

以下の設例につき、各小問に答えなさい。

(設例) 強姦被告事件において、被害者Vの捜査段階の供述を録取した調書1通(捜査担当検察官Q作成の検察官面前供述調書(検面調書)。被害状況について説明したものの)が存在するところ、以下の事情がある場合。

- ①第1回公判期日において、被告人A・弁護人Bが和姦を主張して否認した上、公判担当検察官Pが取調請求した上記検面調書に対して不同意との意見を述べた。
- ②そこで、PがVの証人尋問を請求した。
- ③Vの証人尋問が第2回公判期日に施行されたが、VはPによる主尋問の冒頭段階から、「思い出したくありません」と言って泣きじゃくって質問に対して一切答えない状態になったため、一旦休廷したが、再開後も同様の状況に陥ったために証人尋問はそのまま打ち切られた。
- ④Vの証人尋問が第2回公判期日に施行されたが、Vは上記検面調書に沿った内容を証言したものの、「時間が経ってしまい、記憶が薄れつつある」として、上記検面調書の内容ほどには具体的かつ詳細な被害状況の証言は得られなかった。
- ⑤Pとしては、仮にVを別期日において証人として尋問しても同様の事態が発生すると予測している。
- ⑥Pとしては、上記検面調書の内容によって犯行の具体的状況を立証することが不可欠であると考え、何とか上記検面調書を証拠として採用してもらいたいと考えている。

(設問)

※各小問の末尾に掲げられた〔 〕内の用語を当該小問において必ず1回は使用し、

当該小問において各用語を最初に使用した箇所の下に下線を付すこと。
※関連条文を必ず明記すること（刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」と略記してよい）。

- (1) 上記設例項目のうち、①⇒②⇒③⇒⑤+⑥という事実経過があった場合、検察官Pがなすべき具体的対応につき、簡潔な理由を付して【10行以内】で説明せよ。
(なすべき対応が複数ある場合には、その複数について言及すること)

※使用用語： [伝聞例外 / 供述不能 / 遮へい / ビデオリンク方式 / 精神・身体の故障]

- (2) 上記設例項目のうち、①⇒②⇒④⇒⑤+⑥という事実経過があった場合、検察官Pがなすべき具体的対応につき、簡潔な理由を付して【8行以内】で説明せよ。（なすべき対応が複数ある場合には、その複数について言及すること）

※使用用語： [前の供述 / 相対的 / 反対尋問権 / 特信情況]